

令和6年10月1日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料
(その1)

健康医療局

目 次

ページ

1	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の保健師養成課程の大学院化について	1
2	「神奈川県保健医療救護計画」の改定について.....	3
3	「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について...	6
4	神奈川県総合リハビリテーションセンターのあり方検討について...	9
5	「神奈川県総合リハビリテーションセンター条例」の一部改正について	11
6	地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標の策定について	12
7	県立足柄上病院の再整備に向けた検討状況について.....	17

1 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の保健師養成課程の大学院化について

社会環境の変化に伴い、より高度な能力を備えた保健師の育成が求められていることから、県立保健福祉大学における保健師養成課程の大学院化について報告する。

(1) 保健師を取り巻く状況

- ・ 社会環境の変化に伴い、健康寿命の延伸に向けた地域での健康づくりや、自然災害やパンデミック等に対する健康危機管理体制の構築など、様々な健康課題に対応できる、より高度な能力を備えた保健師の教育・育成が必要となっている。
- ・ 日本看護協会や全国保健師教育機関協議会は、質の高い人材養成のため、保健師教育の大学院教育への移行推進について、国へ要望している。

(2) 他大学の状況（全国の状況）

全国においても、保健師教育の大学院化が進んでいるが、本県の保健師の育成はすべて大学で行われており、保健師養成課程を有する大学院はない。

区分	平成 25 年	令和 5 年
大学	207 校 (87.4%)	261 校 (84.7%)
大学院	2 校 (0.8%)	22 校 (7.2%)
大学専攻科	0 校 (0.0%)	5 校 (1.6%)
短期大学	6 校 (2.5%)	4 校 (1.3%)
養成所	22 校 (9.3%)	16 校 (5.2%)
計	237 校 (100.0%)	308 校 (100.0%)

(3) 今後の方向性

- ・ 新たな健康課題や健康危機に対し、課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる、実践力の高い保健師を養成するため、令和11年度より県立保健福祉大学看護学科の保健師養成課程を大学院に移行する。
(令和8年度看護学科入学生から、学部での保健師課程の募集を停止)
- ・ 大学院への移行後も、保健師実養成数は現行と同水準の毎年5名程度を確保する。

(4) 今後のスケジュール(予定)

令和6年10月	文部科学省に対し看護学科における保健師課程募集停止を報告
令和6年11月以降	令和8年度看護学科入学希望者に対する周知
令和10年度	文部科学省に対し保健師課程の変更承認申請・認可、大学院（保健師）学生募集、選考試験実施
令和11年度	大学院における保健師養成課程を設置

2 「神奈川県保健医療救護計画」の改定について

令和2年10月に改定した「神奈川県保健医療救護計画」について、令和4年7月22日厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」及び令和6年能登半島地震での取組等を踏まえ、その内容を改定し、名称を「神奈川県災害時保健医療救護計画」とすることとしたため報告する。

(1) 改定案の概要

ア 改定の趣旨

厚生労働省通知や令和6年能登半島地震での取組等を踏まえ、災害発生時の保健・医療・福祉の連携を強化し、保健医療福祉活動に係る体制を整備するため、改定する。

イ 計画の性格

「神奈川県地域防災計画」の医療救護に係る部分及び「神奈川県保健医療計画」の災害時医療に係る部分の個別計画である。

ウ 計画期間

なし

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方とポイント

(ア) 保健医療福祉調整本部の新設

- ・ 県災害対策本部の下に、大規模災害時の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、災害発生時における保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の一元化を図る。これに伴い、現行の保健医療調整本部は廃止する。
- ・ 被災した社会福祉施設の被害状況の把握及び応急対策等に関する担当部門を新設する。

(イ) 保健医療福祉調整本部内にIT化支援担当を新設

- ・ デジタルツールを活用して、災害発生時の本部内業務の効率化を支援する担当部門を新設する。

(ウ) 地域における保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

- ・ 災害発生時の地域の医療救護活動の本部機能を担う県保健福祉事務所の役割に、被災した社会福祉施設における医療ニーズの把握や、避難所における災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動に関わる福祉ニーズ等の把握を追加する。

(エ) 災害発生時の社会福祉施設の被災状況の把握及び対応

- ・ 被災した社会福祉施設から医療ニーズに関する情報収集を行い、医療支援に繋げる考え方を規定する。

(2) 改定骨子案（※下線部は、今回追加・変更項目）

はじめに

- 1 目的
- 2 基本的な考え方
- 3 本計画が想定する災害

第1章 県内の大規模災害への対応

第1節 役割と体制

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関等

第2節 保健医療福祉活動

- 1 情報の収集と伝達
- 2 保健医療活動チームの活動（現場支援）
- 3 災害派遣福祉チームの活動（現場支援）
- 4 本部支援チームの活動
- 5 傷病者の搬送
- 6 医薬品等・血液製剤の確保
- 7 保健対策
- 8 生活衛生対策
- 9 防疫対策
- 10 要配慮者対策

第3節 災害フェーズと主な対応

- 1 フェーズ1：発災直後（発災直後～およそ1日後）
- 2 フェーズ2：超急性期（およそ発災1日後～3日後）
- 3 フェーズ3：急性期（およそ発災3日後～1週間後）
- 4 フェーズ4：亜急性期（およそ発災1週間後～1か月後）
- 5 フェーズ5：慢性期（およそ発災1か月後～）

第2章 県内の局地災害等への対応

- 1 局地災害
- 2 原子力災害

第3章 他の都道府県における大規模災害への対応

- 1 県の役割
- 2 災害拠点病院・関係機関等の役割

第4章 平時の対応

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関
- 4 災害拠点病院
- 5 災害協力病院

(3) 今後のスケジュール

- 令和6年12月 第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告
- 12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施
- ～令和7年1月
- 2月 第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告
- 3月 計画の改定

3 「神奈川県新型コロナウイルス等対策行動計画」の改定について

平成30年3月に改定した「神奈川県新型コロナウイルス等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）について、令和6年7月2日に国の「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が全面改定されたことに伴い見直すこととし、今般、計画の骨子案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて政府行動計画が全面改定されたことに伴い、県行動計画についても全面的な改定を行う。

イ 計画の性格

- ・ 新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条の規定により、政府行動計画に基づき都道府県が作成する計画である。
- ・ 神奈川県の区域に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置などを示すとともに、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めるものである。

ウ 計画期間

政府行動計画が概ね6年ごとに改定について必要な検討を行うと規定されていることから、本計画もそれに沿った対応を行う。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定のポイント

- ・ 対象とする疾患は、新型コロナウイルスや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととする。
- ・ 対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充し、本県の新型コロナ対応の経験を反映するとともに、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させる。
- ・ 感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。
- ・ 神奈川県感染症対策協議会等における専門家等からの助言を対策に反映する。

(2) 改定骨子案（※下線部は、新たに盛り込む項目）

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

第2章 行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 行動計画の作成

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

第3節 行動計画改定の目的

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフル等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方 等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

(1) 平時の備えの整理や拡充

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

(3) 基本的人権の尊重

(4) 危機管理としての特措法の性格

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

(7) 感染症危機下の災害対応

(8) 記録の作成や保存

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

(2) 県、市町村の役割

(3) 医療機関の役割

(4) 指定(地方)公共機関の役割

(5) 登録事業者

(6) 一般の事業者

(7) 個人

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 行動計画における対策項目等

- (1) 行動計画の主な対策項目
- (2) 対策項目ごとの基本理念と目標
- (3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 行動計画等の実効性確保

- (1) E B P Mの考え方に基づく政策の推進
- (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持
- (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し
- (5) 市町村行動計画等
- (6) 指定(地方)公共機関業務計画

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2章 情報収集・分析

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション

第5章 水際対策

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン

第8章 医療

第9章 治療薬・治療法

第10章 検査

第11章 保健

第12章 物資

第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保

各章に次の項目を
記載

第1節 準備期

第2節 初動期

第3節 対応期

(3) 今後のスケジュール

令和6年12月 第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告

12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施
～令和7年1月

2月 第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告

3月 計画の改定

4 神奈川県総合リハビリテーションセンターのあり方検討について

少子高齢化の一層の進展や医療機関の役割分担、医療や福祉をめぐる環境の変化などを踏まえ、神奈川県総合リハビリテーションセンターについて、今後の施設のあり方を含めた抜本的な検討を行うため、その内容を報告する。

(1) 施設の概要

ア 所在地

厚木市七沢 516

イ 開設

昭和 48 年

ウ 施設の構成

施設	病床・定員
神奈川リハビリテーション病院	324 床（一般 284 床、重症心身障害児・者 40 床）
七沢学園 （福祉型障害児入所施設、障害者支援施設）	65 人（児童 32 人、成人 33 人）
七沢療育園 （療養介護、医療型障害児入所施設）	40 人
七沢自立支援ホーム （障害者支援施設）	52 人（肢体 42 人、視覚 10 人）

エ 運営

(ア) 指定管理者

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

(イ) 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(2) 検討の背景

少子高齢化の一層の進展や医療機関の役割分担、「施設から地域」への移行、医療や福祉をめぐる環境の変化などを踏まえ、今後の神奈川県総合リハビリテーションセンターの県立施設として果たすべき役割や目指す姿について、患者や当事者の目線で再整理する必要がある。

(3) 検討の進め方

ア 検討会の設置

医療や福祉に関する知見を有する外部有識者の意見を参考にするため、「神奈川県総合リハビリテーションセンターあり方検討会」を設置する。

イ 指定管理の指定期間の延長

十分な検討期間及び検討結果を踏まえた準備期間を確保するため、令和7年度末となっている現在の指定管理の指定期間を令和10年3月31日まで2年間延長したい。

(4) 今後の予定

ア 検討会

(ア) 設置予定期間

令和6年10月～令和8年3月

(イ) 内容

- ・神奈川県総合リハビリテーションセンターの現状と課題の抽出、調査内容、分析項目
- ・ワンストップサービスについて
- ・病院・福祉施設のあり方について
- ・人員・経営など体制について
- ・検討結果取りまとめ 等

イ 指定期間の延長

令和6年11月 第3回定例会に指定期間の延長に係る議案を提出
～令和7年3月 議決後、指定管理者と指定期間の延長について協
定を締結

5 「神奈川県総合リハビリテーションセンター条例」の一部改正について

神奈川リハビリテーション病院を「紹介受診重点医療機関」とすることに伴い、条例の一部改正を行うこととしたので、その概要について報告する。

(1) 改正の背景

この度、神奈川リハビリテーション病院を「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和4年4月1日施行）に基づき、「紹介受診重点医療機関」に位置付けることとした。

この「紹介受診重点医療機関」については、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等により、他の医療機関からの紹介状なしで受診した患者等に対して、一定額以上の「特別の料金」の支払いを求めるとされているため、所要の改正手続きを行う。

(2) 改正の概要

ア 非紹介患者の初診

国の規則に基づく告示で規定する額に基づき、非紹介患者の初診に係る「特別の料金」を改定する。

イ 紹介済患者の再診

国の規則に基づく告示で規定する額に基づき、紹介済患者の再診に係る「特別の料金」を新たに規定する。

(3) 改正に係る影響について

初診・再診ともに、国の公費負担医療制度の受給対象者については「特別の料金」の徴収対象外であるため、神奈川県総合リハビリテーションセンターの福祉施設の入所者や、近隣の障害者支援施設等の入所者で、公費負担医療制度の受給対象者については「特別の料金」の負担はない。

(4) 今後のスケジュール

令和6年11月 第3回定例会に条例改正議案を提出
12月 改正条例の公布
紹介受診重点医療機関として公表
令和7年4月 改正条例の施行

6 地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標の策定について

県が、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に指示する中期目標について、現行の第三期中期目標の目標期間が本年度末で終了することから、令和7年度を初年度とする第四期中期目標を策定することとし、今般、その素案を作成したので報告する。

(1) 概要

ア 中期目標の位置付け

(ア) 地方独立行政法人法第25条に基づき設立団体の長が、議会の議決を経て、定めるもの。なお、中期目標の策定に当たっては、あらかじめ神奈川県立病院機構評価委員会の意見を聴取することとなっている。

(イ) 知事が病院機構に対し、達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を指示するもの。なお、病院機構はこの目標に基づき、目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、これに基づいて業務を遂行する。

イ 中期目標の期間

令和7年度から令和11年度の5年間とする。

ウ 素案の主なポイント

(ア) 長期ビジョンを新たに位置付け

10年程度先を見据えた長期的視点に立った方向性として、「長期ビジョン」を位置付け。

(イ) 第三期中期目標期間の課題への対応

- ・ こども医療センターの医療事故で指摘された課題への対応（患者・家族目線の医療、医療安全、ガバナンス）
- ・ 医療需要の変化や働き方改革への対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた感染症対応
- ・ 大規模災害への対応
- ・ 適切な設備の維持管理（院内感染対策の徹底等）
- ・ 病院機構の経営改善

(2) 第四期素案の概要（※下線部は素案の主なポイント）

ア 長期ビジョン

(ア) 策定趣旨

(イ) 本県の目指す医療提供体制と求められる県立病院の役割

- a 本県の目指す医療提供体制
- b 県立病院の役割
- (ウ) 県立病院の目指す姿
 - a 県民に信頼される患者の安全確保と経営健全化
 - b 多様・複雑な併存疾患等への対応力の確保及びデジタル活用による広域の医療提供
 - c 大規模災害や感染症パンデミック※¹等におけるフラッグシップ※²機能の強化
 - ※1：感染症の世界的大流行
 - ※2：旗艦。また、そのグループの中で最も重要や優秀なもの
 - d 専門機能病院と地域医療提供病院それぞれの役割とサービス提供のあり方の検討

イ 中期目標

- (ア) 策定に当たって
 - a 第三期中期目標期間の評価・課題
 - b 第四期中期目標の方向性
- (イ) 中期目標の期間
- (ウ) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - a 高度医療の提供
 - (a) 機能の多様化と病院間連携の強化
 - ・ 各病院の機能の見直し及び医療DX※³の基盤整備による病院構内の病院間での共同診療体制の構築
 - ※3：医療・介護等において発生するデータの標準化等を図り、疾病予防や良質な医療・ケアを受けられるよう、社会や生活の形を変えること
 - (b) 人材の確保と育成
 - (c) 最先端技術の活用と医療機器等の計画的な整備
 - (d) 臨床研究の推進
 - (e) 地域の医療機関等との機能分化・連携強化
 - b 災害・感染症医療提供体制の充実・強化
 - 県立病院群としてフラッグシップ機能を備えるための検討の実施
 - (a) 災害医療の提供
 - (b) 感染症医療の提供
 - c 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療
 - (a) 患者・家族目線に立った医療の提供

- ・ 患者・家族、地域から信頼される医療の提供
- ・ インフォームド・コンセント^{※4}の体制整備の推進
- ・ セカンドオピニオン^{※5}が受けやすい環境の整備
- ・ 患者・市民参画(P P I :Patient and Public Involvement)の取組の推進

※4：主治医が患者に対して十分な説明を行い、患者自らの意思決定に基づいた同意を得ること。

※5：主治医の診断や治療方法だけでなく、別の医師からも意見を聞き、よりよい治療方法を納得の上で自己決定できるようにするためのもの。

(b) 患者サービスの充実と積極的な情報発信

- ・ 診療内容等の県民への分かりやすい情報提供や積極的な情報発信

(c) 医療安全対策の推進

- ・ 患者安全教育の徹底、医療安全文化の醸成
- ・ 事故発生時の迅速かつ適切な検証、再発防止策の取組、患者・家族への丁寧な説明

(d) 第三者評価の活用

d 各病院の主な機能と今後の方向性

- (a) 足柄上病院
- (b) こども医療センター
- (c) 精神医療センター
- (d) がんセンター
- (e) 循環器呼吸器病センター
- (f) 各病院の病床数

e 県の施策との連携・協働

(イ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

a 適正な業務の確保

(a) 内部統制の強化

- ・ コンプライアンス^{※6}の推進等、適正な業務運営の推進による内部統制の強化
- ・ 病院・機構本部間の重大事項（医療事故等）の報告基準の策定、全職員間での共有

※6：「法令遵守」のこと。企業倫理や社会規範などに従い、公正・公平に業務を行うという意味も含まれる。

(b) 重大事項等に係る報告の徹底

- ・ 病院・機構本部・県の間での重大事項（医療事故等）の報

告の徹底

- (c) 適切な情報の管理
 - ・ 個人情報保護や情報セキュリティ対策の充実・強化
- b 業務運営の改善及び効率化～医療DXの推進～
 - ・ 医療安全、患者サービスの向上、職員の働き方改革、病院機構全体に連携に寄与し、経営改善にもつながる医療DXの推進
- c 収益の確保及び費用の節減
- (d) 財務内容の改善に関する事項
 - a 経営基盤の確立について
経営目標
 - ・ 経常収支比率を100%以上
 - ・ 修正医業収支比率は第三期を上回る
 - ・ 各年度において資金収支の均衡を達成
 - ・ 繰越欠損金の縮減
 - b 運営費負担金等について
 - (a) 運営費負担金
 - (b) 長期借入金
- (e) その他業務運営に関する重要事項
 - a 人事に関する事項
 - b 施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討
 - ・ 患者・家族が安全で安心して利用するため設備の維持管理を徹底
 - c 情報の公表・公開について

(3) 今後のスケジュール

- 令和6年9月～10月 中期目標素案に対するパブリック・コメントを実施
- 10月 中期目標案に係る神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会の意見聴取
- 11月 第3回定例会に第四期中期目標に係る議案を提出

(参考) 中期計画の認可に係るスケジュール

- 令和6年10～11月 中期計画素案に係る神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会の意見聴取
- 12月 第3回定例会厚生常任委員会に中期計画素案を報

令和7年2月 告
第1回定例会に中期計画認可に係る議案を提出

〈別添参考資料〉

- ・参考資料1 「地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標（素案）」
- ・参考資料2 「地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標 第三期と第四期（素案）の比較」

7 県立足柄上病院の再整備に向けた検討状況について

県立足柄上病院では、施設の老朽化等への対応や、県西地域における基幹病院として、将来にわたり質の高い医療を安定的に提供するため、令和2年度に再整備構想を策定し、再整備を進めてきたところであるが、その後の状況の変化を踏まえ、一部を見直したいため、その内容について報告する。

(1) 病院の概要

ア 所在地

足柄上郡松田町松田惣領 866-1

イ 病床数

一般 290 床（稼働 258 床）、感染症 6 床（同 6 床）

計 296 床（同 264 床）

ウ 施設の概要

名称	構造	延床面積	建築年
1号館	SRC造・地下1階/地上5階	5,343.35 m ²	平成元年
2号館	RC造・地上3階	3,402.99 m ²	昭和37年
3号館	SRC造・地下1階/地上5階	15,091.91 m ²	平成13年

(2) 従来の計画

ア 概要

回復期医療、感染症医療、災害時医療、救急医療を柱に、建物の建て替えや新築を行う。

イ 予定していたスケジュール

令和6年秋～令和8年 2号館新築工事

令和9年 既存1・3号館改修工事

ウ 従来の計画における課題

(ア) 病院機能に係る現状や将来予想との合致が必要

- ・ 新たな「感染症予防計画」（令和6年3月改定）との整合。
- ・ 現状や将来の地域の医療ニーズに対するより効果的な医療提供（高齢者救急、回復期医療）。
- ・ 医師の働き方改革の視点も踏まえ、医療DXの推進による効率的・効果的な医療の提供。

(イ) 経営影響及び工事費用高騰への対応が必要

- ・ 現在の県立病院機構の経営状況を踏まえ、今後の経営への影響の見極め。
- ・ 建築工事費の高騰への対応。

(3) 見直しのポイント

- 回復期医療、感染症医療、災害時医療、救急医療の4つの柱に新たに「医療DX」を加え、さらに未来型の地域医療に進化する。

柱	柱の具体化	見直し内容
回復期医療	地域包括ケア病棟 リハビリテーション の拡大	更なる高齢化の進展等に適合する、地域で果たすべき役割を踏まえた医療提供
感染症医療	第二種感染症指定医療機関	県感染症予防計画を踏まえた感染症医療の提供
災害時医療	災害拠点病院	—
救急医療	二次救急医療施設	高齢者救急の必要性を中心に、救急医療のあり方を改めて整理
⑨ 医療DX	ICTによる未来型の地域医療	オンライン診療など、ICTを活用した効率的・効果的な医療の積極的な導入

- 資材高騰等のさらなる継続により、工事費が想定を大幅に上回る可能性が高く、県立病院機構の経営に影響を与える可能性があることから、よりコンパクトで効果的かつ効率的な事業となるよう見直す。

(4) 今後のスケジュール（想定）

令和6年度	基本構想
令和7年度	基本設計及び実施設計
令和8年度～令和10年度	2号館新築工事
令和11年度	既存1・3号館改修工事